



UIA International School of Tokyo

アフターケア生徒納付金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、UIA International School of Tokyo (以下「本校」という。)におけるアフターケアに関する延長保育料、入園料及び教育・保育に必要な費用に関し必要な事項を定める。

(延長保育料、入園料の額)

第2条 本校において、徴収する延長保育料、入園料等の額は、別表-料金表に定めるとおりとする。

(延長保育料、入園料の内訳)

第3条 本校において徴収する延長保育料、入園料の内訳は次のとおりとする。

1. 入園料(入園一時金)。
2. 延長保育料は、次の2つの費用をいう。
 - ① 延長保育料(一月を通して預り保育を利用するための費用、または、一時的に預り保育を利用するための費用をいう。)
 - ② その他(教材、発表会その他の活動に要する費用について徴収することがある。)

(延長保育料の納付)

第4条 前条2号①に定める延長保育料の納付は、毎月一回前払いとし、同②については本校が請求する都度納付することとする。

(延長保育料の納付期限)

第5条 延長保育料の納付期限については次のとおりとする。

1. 延長保育料は、アフターケアを利用しようとする前月の26日までに納付することとする。但し、アフターケアを一時的に利用する場合、及び、一週間当たりのアフターケア利用回数を増加する場合には、本校が請求する都度納付することとする。

尚、本項に定める納付期限が、土日祝日等金融機関の休業日に当たる場合には、金融機関の翌営業日を納付期限とする。

2. 延長保育料の納付請求書は、支払月の10日頃に発行し、電子メールにより送付する。

(延長保育料の納付方法)

第6条 延長保育料の納付方法は次のとおりとする。

1. 延長保育料の納付方法は、銀行口座振込もしくは銀行口座振替とする。
2. 銀行口座振込を選択した場合は、本校が指定する三菱UFJ銀行、または、みずほ銀行の銀行口座宛に、振込の方法により納付するものとする。なお、本校が指定する銀行口座は、本校が発行する請求書に記載する。
3. 銀行口座振替を選択した場合において、銀行口座振替日に振替不能となった場合には、その理由の如何を問わず、本校が指定する銀行口座宛に振込の方法により納付することとする。
4. 延長保育料納付時の振込手数料については、振込人(生徒・保護者)の負担とする。また、本校が、何らかの理由で延長保育料の返還手続きをする場合には、その返還額から本校が支払う振込手数料を控除した金額を返還する。なお、返還額が振込手数料に満たない場合には、本校は返還を行わない。

(入園料、利用初月度の延長保育料の納付)

第7条 入園料については次のとおりとする。

1. 入園料並びに利用初月度の延長保育料は、検定試験合格後、本校が指定する支払期限までに、本校が指定する銀行口座に口座振込の方法により納付するものとする。なお、本校が指定する支払期限までに納付が確認できない場合には入園許可を取り消す場合がある。
2. 本校に既に在籍する生徒が、新たにアフターケアを利用する場合には、入園料の納付を免除する。

(中途利用における延長保育料の計算)

第8条 月の途中で本校に入園しアフターケアを利用する場合の延長保育料の納付については、入園日の属する月以降の延長保育料を徴収することとし、日割り計算等を行わない。

(遅延損害金)

第 9 条 納付期限までに延長保育料の入金を本校が確認できない場合には、その請求総額に対し 1 日当たり 0.04%の割合で計算した金額を遅延損害金として、その納付期限の翌日から本校の指定銀行口座に入金される日までの遅延日数に応じて計算した金額を支払わなければならない。

銀行口座振替において、資金不足で振替が実行されなかった場合には、本条に則り遅延損害金を徴収する。但し、資金不足以外の理由で振替不能となった場合には、納付期限から 10 営業日以内に、本校が指定する銀行口座宛に口座振込の方法にて納付するものとし、遅延損害金は徴収しない。但し、納付期限から 10 営業日以内に支払いがなかった場合には、本条に則り、納付期限から 10 営業日目の翌日を起算日として遅延損害金を支払わなければならない。

(延長保育料の滞納)

第 10 条 納付期限までに延長保育料全額の納付が確認出来ない場合の取り扱いについては次のとおりとする。

1. 延長保育料の一部でも 1 ヶ月以上支払いが遅延した場合には、本校は、アフターケアの利用停止や退園処分とすることがある。
2. 延長保育料の滞納により退園処分となったものが後日再入園(再入学)をする場合には、全ての特典を適用しない。

(利用回数の変更、利用停止)

第 11 条 アフターケアの一週間当たりの利用回数の増加、または、利用停止を希望する場合は、できるだけ速やかに、遅くともそれらの変更を希望する 14 日前までに本校所定の書式にて通知しなければならない。一週間当たりの利用回数の増加を通知してから 14 日を経過する前に、利用回数を増加する場合には、一時預りとして取り扱う。

(入園料、延長保育料の返還)

第 12 条 入園料、並びに、延長保育料の返還については次のとおりとする。

1. 本校に納付された入園料、及び、延長保育料については、理由の如何を問わず一切返金しない。
2. 本条 1 項の規定に拘わらず、本校に入園前に納付された延長保育料は、入園日の前日までに本校の入学担当宛 (admissions@uia.jp) に電子メールにて、入園辞退の明確な意思表示があった場合に限り全額返還する。

3. 本校が、不可抗力により休園（戦争、テロ、自然災害、天候、病気の流行等を含む）する場合には、本校は延長保育料の割引・返還を一切行わない。
4. アフターケアを月の途中で利用停止する場合には、本校は、利用停止月の延長保育料の返還を一切行わない。但し、本校の判断により退園を命ずる場合にはこの限りではない。
5. 本条1項の規定に拘わらず、本校の都合によりアフターケアを休園する場合には、休園する月に属する週を4週と見做し、延長保育料を、一週間に予定している延長保育利用回数に4を乗じた数で除した金額に、休園する日数を乗じた金額を返還することとする。

（利用停止時の納付と返還）

第13条 利用停止時の延長保育料の納付と返還については次のとおりとする。

1. 利用停止日の属する月の延長保育料は納付するものとする。この場合の利用停止日は、本校が第11条の規定に則り利用停止届を受領した14日後、または、実際の利用停止日の遅い方とする(以下同様。)
2. 利用停止日の属する月の翌月以降の延長保育料を納付済の場合には返還するものとする。
3. 延長保育料の納付方法で銀行口座振替を選択している場合、本校は利用停止通知受領後速やかに銀行口座振替中止手続きを行うが、金融機関の都合により中止できない場合がある。この場合には、第6条4項の規定に則り返還するものとする。
4. 延長保育料の返還期限は、利用停止日の属する月の翌月末日とする。

（各種証明書等の発行手数料）

第14条 領収書等各種証明書については次のとおりとする。

1. 延長保育料の納付に関する領収書については、金融機関が発行する「振込明細書」を領収書に代えることとする。ネットバンキングを利用する場合は、振込決済が完了した画面の印刷をもって領収書に代えることとする。尚、紙面での領収書発行を希望する場合には、1通につき330円(消費税込)の発行手数料を徴収する。
2. 各種証明書の発行については、1通につき1,100円(消費税込)の発行手数料を徴収する。
3. IDカードの再発行については、1枚につき550円(消費税込)の発行手数料を徴収する。

(各種割引)

第 15 条 延長保育料の割引については次のとおりとする。

1. 同時に複数の兄弟姉妹が本校に在籍する場合であっても、延長保育料に兄弟割引は適用しない。
2. 本校のキンダーガーデンに在籍する生徒がアフターケアを利用する場合には、一時預りの場合を除き、在校生割引として、延長保育料の概ね 30%を割り引くこととする。
3. 利用停止日から 1 年以内にアフターケアを利用する生徒については、入園料を免除する。

以上

附則

この規定は、2023 年 2 月 24 日に改定し、2023 年 4 月 1 日に施行する。

この規定は日本語で書かれ、参考のために英語に訳される。2つの言語に食い違いや差がある場合は、日本語の文章を優先する。

別表-料金表 / Appendix - Fee Table

アフターケア
After Care

(単位：円)
(Unit: yen)

	利用回数	利用可能時間		入園料	月額利用料	1時間利用料
	Usage Frequency	Extended Day Care Hours		Admission Fees	Monthly Usage Fees	Hourly Usage Fees
延長保育 Extended Day Care	週1日 Once a week	14:00	～ 15:30	11,000	9,900	
			～ 17:00	11,000	19,800	
			～ 18:00	11,000	26,400	
	週2日 Two days a week	14:00	～ 15:30	11,000	15,000	
			～ 17:00	11,000	30,000	
			～ 18:00	11,000	40,000	
	週3日 Three days a week	14:00	～ 15:30	11,000	21,000	
			～ 17:00	11,000	42,000	
			～ 18:00	11,000	56,000	
	週4日 Four days a week	14:00	～ 15:30	11,000	26,000	
			～ 17:00	11,000	52,000	
			～ 18:00	11,000	69,000	
	週5日 Five days a week	14:00	～ 15:30	11,000	30,000	
			～ 17:00	11,000	60,000	
			～ 18:00	11,000	80,000	
	一時預り Temporary Use	14:00	～ 18:00	11,000		2,200